

諮問番号：平成30年諮問第7号

答申番号：平成30年答申第10号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当認定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人が、児童手当の認定請求（以下「認定請求」という。）を行った日の属する月（以下「請求月」という。）から当該手当が支給されるべきであると主張して、本件処分の変更を求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成29年12月25日を転出予定日として、○市において転出の手続を行った後、○市に転入した。
- 2 平成30年1月12日、審査請求人は、処分庁に対し、認定請求を行った。
- 3 平成30年1月29日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- 4 平成30年2月23日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の変更を求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、転出先の市町村において児童手当が請求月から支給されるには、転出予定日の翌日から15日以内に請求しなければならないという点について、転出時に○市から説明がなかったこと、また、請求月の翌月分からの支給であるとの処分庁からの説明がなされないまま認定処分がなされていること等に納得することができず、請求月の当月分からの支給を求めると主張して、本件処分の変更を求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人は転出予定日の翌日から15日以内に認定請求を行っておらず、法第8条第3項に該当しないため、法第8条第2項を適用し、請求月の翌月分からの支給とした本件処分は、適正かつ適法に行われたものであることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

- 1 法第7条第1項は、「児童手当の支給要件に該当する者（中略）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（中略）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。」と規定している。
- 2 一方、法第7条第3項は、児童手当の認定を受けていた受給資格者が他の市町村の区域内に住所を変更した場合において、引き続き児童手当の支給を受けるためには、新たに変更後の住所地の市町村長の認定を受ける必要があると規定している。このとき、法第8条第2項は、「児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め」と規定しているところ、同条第3項は、その例外として「受給資格者が住所を変更した場合（中略）において、住所を変更した後（中略）15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日（中略）の属する月の翌月から始める。」と規定している。
- 3 また、「児童手当Q&A集」（平成25年9月30日厚生労働省児童手当管理室事務連絡。以下「QA集」という。）問1-37では、住民基本台帳上の転出予定日をもって法第8条第3項の「住所を変更した日」とするとしている。その理由は、QA集問1-38において、「大多数の場合において、転出の予定年月日またはこれに近い前後の日に転出（入）するものと考えられること、住民基本台帳の事務処理としては転出の予定年月日をもって住民票が消除されること（中略）等に基づき、転出の予定年月日から15日以内に認定請求を行なうことができるのが通例であると判断したことによるもの」と示されている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

審査請求人は、転出予定日（平成29年12月25日）から15日以上が経過した平成30年1月12日に認定請求を行っている。15日以内の請求が必要であることについての認識の有無は、法第8条第3項の適用には関係しないと解される。

したがって、処分庁が、転出予定日の翌日から起算して15日以内に認定請求が行われなかったことをもって、法第8条第2項を適用して請求月の翌月から児童手当を支給すると認定した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43

条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 6月12日	審査庁が審査会に諮問
〃 6月25日	第1回調査審議（第1部会）
〃 6月29日	審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）
〃 7月23日	第2回調査審議（第1部会）
〃 7月25日	審査会から処分庁に対して調査を実施
〃 7月31日	処分庁が審査会に調査の回答を提出
〃 8月23日	第3回調査審議（第1部会）
〃 8月24日	答申

第8 審査会の判断の理由

1 法第7条第1項及び第3項は、児童手当の認定を受けていた受給資格者が「他の市町村（中略）の区域内に住所（中略）を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするとき」は、「住所地（中略）の市町村長（中略）の認定を受けなければならない。」と規定している。このとき、法第8条第2項は、「児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め」と規定しているところ、同条第3項は、その例外として「受給資格者が住所を変更した場合（中略）において、住所を変更した後（中略）15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日（中略）の属する月の翌月から始める。」と規定している。

2 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項において、転入をした者は、「転入をした年月日」を市町村長に届け出なければならないと規定されているところ、審査請求人は、平成29年12月25日を「転入をした年月日」として届出を行っており、審査請求人に係る法第8条第3項の「住所を変更した日」は、平成29年12月25日であると認められる。

3 審査請求人は、住所を変更した日の平成29年12月25日から18日後となる平成30年1月12日に認定請求を行っている。また、住所を変更した日を審査請求人が主張する平成29年12月27日としたとしても、当該日の16日後に認定請求を行っていることとなる。

したがって、法第8条第2項の規定により、請求月の翌月である平成30年2月から児童手当を支給するとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- 4 審査請求人は、転居した日の属する月の翌月である平成30年1月から児童手当の支給を受けるためには、転出予定日から15日以内に認定請求をしなければならないという重要な点について、転出時に〇市から説明がなかった旨主張しているが、当該主張は、本件審査請求の結論に影響を及ぼすものとは認められない。

また、審査請求人は、本件処分に際しての処分庁の対応を問題視しているが、これらの対応は、いずれも審査請求人が法定の期間が経過した後に行った認定請求の後の処分庁の対応であり、本件処分自体の適法性及び妥当性を左右するものではない。

5 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳